

薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第20条及び第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

(補助対象経費等)

第3条 要綱第6条に規定する補助対象事業に係る補助の対象となる経費は、赤ちゃんの駅の設置に必要な次に掲げる設備に係る据え付け工事費及び備品の購入費その他赤ちゃんの駅の設置に係る経費で市長が必要と認めるものとする。

(1) 授乳をするための設備

- ア ベビーベッド
- イ トイレ用ベビーチェア
- ウ 授乳用の椅子
- エ 調乳用の給湯機器
- オ カーテン
- カ パーテーション
- キ 据え付け工事費
- ク その他市長が認める備品

(2) おむつの交換をするための設備

- ア おむつ交換台
- イ 据え付け工事費

(補助金の交付申請)

第4条 要綱第8条に規定する申請者は、薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金事業計画書（様式第2号）
 - (2) 薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金収支予算書（様式第3号）
 - (3) 購入予定の備品費及び据え付け工事費の見積書
 - (4) 購入予定の備品等が記載されているカタログ等の写し
 - (5) 設置予定場所の見取り図及び着手前の写真
 - (6) 市税等の滞納がない証明書
 - (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第6号に掲げる書類は、市が保有する情報を調査することについて、申請者が同意する場合は省略することができる。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、要綱第9条の規定に基づき、薩摩

川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（計画の変更）

第6条 要綱第10条の計画の変更をしようとするとき、薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画変更の可否を決定したときは、薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により、その旨を当該補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 要綱第11条に規定する必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金実績報告書（様式第7号）
- (2) 薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金収支決算書（様式第8号）
- (3) 当該補助対象事業に係る領収書又は請求書の写し
- (4) 当該補助対象事業に係る完成写真
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の報告書を受理した場合は、要綱第12条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を薩摩川内市赤ちゃんの駅の設置促進補助金確定通知書（様式第9号）より補助対象者に通知する。

（補助金の交付の請求）

第9条 前条の通知を受けた申請者は、薩摩川内市赤ちゃんの駅設置促進補助金交付請求書（様式第10号）に、薩摩川内市赤ちゃんの駅の設置促進補助金交付確定通知書の写しを添えて、当該補助金の交付を請求することができる。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。